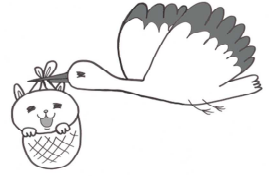


熊谷市不育症治療費助成事業の御案内



令和2年度版

◎「不育症」の治療に取り組んでいるご夫婦に対し、治療費用の一部を助成します。

対象となる方

次のいずれにも該当している方が対象です。

- ① 申請時に法的に婚姻している夫婦で、夫婦の双方又は一方が本市の住民票に記載されていること。
- ② 夫婦の前年（1月から5月末までの申請にあっては前々年）における所得の合計金額が730万円未満であること。
- ③ 本市の市税及び国民健康保険税の滞納がないこと。
- ④ 医療保険各法における健康保険に加入していること。
- ⑤ 医師に不育症と診断されていること。

対象となる治療

平成30年4月1日以降に開始した不育症治療で、治療期間（※1）が終了し、保険給付又は短期給付の対象とならない治療が対象です。診断書の作成手数料、入院時における差額ベッド代、食事代など直接治療に係る費用以外のものは助成の対象外です。

※1 治療期間とは、不育症治療を開始した日から出産（死産・流産を含む。）をした日までとなります。

助成額・回数

1年度当たり30万円を限度に通算5年度助成します。他の地方公共団体で実施する同種の助成事業による助成は、本市の助成通算年数に含めます。

申請期限・方法

1 治療期間が終了した日の翌日から2年以内に健康づくり課又は母子健康センターの窓口へ申請してください。郵送による申請は受け付けておりません。

【申請窓口】 受付時間 平日 8:30~17:15
熊谷市 市民部健康づくり課 ☎ 048-528-0601
(熊谷市箱田1-2-39 熊谷保健センター2階)
熊谷市 市民部母子健康センター ☎ 048-525-2722
(熊谷市大原1-5-36)

※「熊谷市不育症治療費助成事業」は熊谷市独自の事業です。

申請書類等

「熊谷市不育症治療費助成金支給申請書」に下記書類を添えて提出してください。

- ① 「戸籍全部事項証明(戸籍謄本)」若しくは申請者2人の「戸籍個人事項証明(戸籍抄本)」(婚姻日及び婚姻中であることが確認できるものに限る。)又はそのコピー
- ② 申請者の「住民票の写し」又はそのコピー(本籍、筆頭者及び続柄が記載されたもので、発行から3か月以内に限る。)。ただし、熊谷市の住民票に記載されている方は省略することができます。
- ③ 申請者の婚姻日以後の住所が確認できる書類。ただし、婚姻日以降引き続き熊谷市の住民票に記載されている場合は省略することができます。
(例)「戸籍の附票の写し」、「除住民票の写し」、「外国人登録原票の写し」など
- ④ 健康保険証のコピー
- ⑤ 申請者2人の個人住民税に係る「所得証明書」、「課税証明書」(各控除額が記載されたものに限る。)若しくは「非課税証明書」又はそのコピー

申請日	必要書類
令和2年4月～令和2年5月29日	令和元年度(平成30年分)の所得の証明書
令和2年6月～令和3年3月31日	令和2年度(令和元年分)の所得の証明書

- ⑥ 不育症治療実施証明書(様式第2号)
- ⑦ 不育症治療に係る費用の領収書(原本)
- ⑧ 熊谷市不育症治療費助成金請求書(様式第5号)
- ⑨ 振込先口座番号のわかるもの
- ⑩ その他・・・朱肉を使用する印鑑をお持ちください。

不妊・不育症相談窓口等

◎埼玉県不妊専門相談センター(専門医による面接相談) 電話予約: 要 ☎049-228-3674

場所: 川越市鴨田 1981 埼玉医科大学総合医療センター内

◎妊娠・不妊・不育症サポートダイヤル(助産師による電話相談) ☎048-799-3613

◎不育症に関する原因や治療など詳しい情報については、厚生労働省研究班(フイク-ラボ)のホームページをご覧ください。 ☞ <http://fuiku.jp/>

【発行】

熊谷市 市民部健康づくり課 ☎ 048-528-0601

(熊谷市箱田1-2-39 熊谷保健センター2階)

